

行田羽生資源環境組合指定金融機関の指定について

令和4年4月1日

告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、
組合の指定金融機関として、次の金融機関を指定する。

記

指定金融機関

株式会社埼玉りそな銀行

附 則

この告示は、公布の日から施行する。